

# 05 事業所の指定更新について



障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づく指定は、**有効期間が6年**となっています。

事業を継続する場合は、指定更新の手続きが必要となります。各指定事業所及び施設において、指定日及び指定更新時期を審査結果通知書等によりあらかじめご確認いただき、指定更新手続きをしてください。

また、市ホームページに当該年度に指定期間が満了する各指定事業所の一覧を掲載しておりますので参考にご確認ください。

**【掲載先】**

ホーム > 創業・産業・ビジネス > 福祉・介護 >  
障害福祉サービス等事業者の皆様へ >  
事業所の指定・指導関係 > お知らせ・通知

**指定更新に必要な書類：**

**様式及び必要書類一覧は市ホームページに掲載しています。**

**【掲載先】**

**ホーム > 創業・産業・ビジネス > 福祉・介護 >**

**障害福祉サービス等事業者の皆様へ >**

**事業所の指定・指導関係 >**

**障害者総合支援法（児童福祉法）関係 > 5.指定更新について**

**提出期限：指定有効期限が満了する月の前月末日まで**

**（前月末日が閉庁日の場合は翌開庁日まで）**

**※関係部署との調整を終えた**完成版**を提出してください。**

**書類の要件審査等のため、**期限厳守**で提出をお願いします。**

## 注意事項：

- ・ **指定更新の手続きがない場合、指定有効期限以降の介護給付費、訓練等給付費及び障害児通所給付費の請求はできません**のでご注意ください。  
また、指定事業所及び施設として運営を継続するには、新たに指定申請が必要になります。
- ・ 指定更新書類を提出する前に、指定更新書類の内容が市へ届け出ている最新の届出内容と一致していることを確認してください。一致していない場合は、併せて変更届の提出が必要になります（更新に併せて変更する場合も同様）。その際、変更届の変更年月日の欄には実際に変更事項があった日付を記入してください。